京都市武道センター条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第77号)(文化市民局市民スポーツ振興室)

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市武道センターの利用料金の上限額の適正化を図るため京都市武道センター条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

			利 用 料 金								
					改 正 前 改 正 後						
	区分		アマチュア	・ スポーツ	その他		アマチュアスポーツ		その他		
				入場を微収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場を微収 しない場合	入場料を徴収する場合	入場を微い しない 場合	入場料を徴収する場合	入場を微 しな場合	入場料を徴収する場合
主	缅	日曜日	午前9時から正午まで	円 21,600	円 73, 020	円 244, 800	円 343, 540	円 <u>22,000</u>	円 <u>74, 380</u>	円 <u>249, 330</u>	円 <u>349, 900</u>
競	舺	等	午後1時から午後5時まで	32, 910	106, 970	354, 850	472, 110	<u>33, 520</u>	<u>108, 950</u>	<u>361, 420</u>	<u>480, 850</u>
技			午後5時30分から午後9時まで	46, 280	147, 080	490, 620	687, 080	<u>47, 140</u>	<u>149, 800</u>	<u>499, 710</u>	<u>699, 800</u>
場			午前9時から午後9時まで	100, 790	327, 070	1, 090, 270	1, 502, 730	<u>102, 660</u>	<u>333, 130</u>	<u>1, 110, 460</u>	<u>1, 530, 550</u>
		その他	午前9時から正午まで	16, 450 (4, 620)	56, 570	190, 280	272, 570	16, 760 (4, 710)	<u>57, 610</u>	<u>193, 800</u>	<u>277, 610</u>
		の日	午後1時から午後5時まで	24, 680 (6, 170)	81, 250	272, 570	381, 600	25, 140 (6, 280)	<u>82, 760</u>	<u>277, 610</u>	<u>388, 660</u>
			午後5時30分から午後9時まで	36, 000 (5, 400)	115, 200	381, 600	534, 850	36, 660 (5, 500)	117, 330	388, 660	<u>544, 760</u>
			午前9時から午後9時まで	77, 130 (16, 190)	253, 020	844, 450	1, 189, 020	78, 560 (16, 490)	<u>257, 700</u>	860, 070	1, 211, 030
	鯔棚	日曜日	午前9時から正午まで				4, 110				<u>4, 190</u>
	(1時間に	等	午後1時から午後5時まで				4, 110				<u>4, 190</u>
	つき)		午後5時30分から午後9時まで				5,960	6,070			6,070
		その他	午前9時から正午まで				3,600 (820)	3, 660 (830)			
		の日	午後1時から午後5時まで	3,600 (820)		3 <u>, 660</u> (830)					
			午後5時30分から午後9時まで				4,730 (820)			_	4,810 (830)
補助	缅	日曜日	午前9時から正午まで		5,960	(1時間に	つき)2,980		<u>6,070</u>	(1時間	につき) <u>3, 030</u>
競	舺	等	午後1時から午後5時まで		8,840	(1時間に	つき)2,980		9,000	(1時間	につき) <u>3, 030</u>

 ,,		ĺ						
技場			午後5時30分から午後9時まで	12, 340	(1時間につき)3,600	<u>12,570</u>	(1 時間につき) <u>3,660</u>	
			午前9時から午後9時まで	27, 140	_	<u>27, 640</u>	_	
		その他	午前9時から正午まで	4,730 (2,460)	(1時間につき) 2,360	4, 810 (2, 510)	(1時間につき) <u>2,400</u>	
		の日	午後1時から午後5時まで	7,090 (3,290)	(1時間につき) 2,360	$\frac{7,220}{(3,350)}$	(1時間につき) <u>2, 400</u>	
			午後5時30分から午後9時まで	9, 460 (2, 880)	(1時間につき) 2,980	9,630 (2,930)	(1 時間につき) <u>3,030</u>	
			午前9時から午後9時まで	21, 280 (8, 630)	_	21, 660 (8, 790)	_	
	部分和	训用(1	午前9時から正午まで		300		<u>310</u>	
	人に~	つき)	午後1時から午後5時まで		300		<u>310</u>	
			午後5時30分から午後9時まで		300		<u>310</u>	
旧	日曜	日	午前9時から正午まで		6,890		<u>7, 010</u>	
武	等		午後1時から午後5時まで		9, 970		10, 160	
徳			午後5時30分から午後9時まで		13, 370	<u>13, 610</u>		
殿	- -		午前9時から午後9時まで		30, 230	<u>30, 780</u>		
	その他の日		午前9時から正午まで		5, 340 (2, 460)	<u>5, 440</u> (2, 510)		
			午後1時から午後5時まで		7,710 (3,290)	7, 850 (3, 350)		
			午後5時30分から午後9時まで		10, 280 (2, 880)	10, 470 (2, 930)		
			午前9時から午後9時まで		23, 330 (8, 630)		23, 760 (8, 790)	
弓	鉱	日曜日	午前9時から正午まで		5, 960	6, 070		
道	利用	等	午後1時から午後5時まで		8,640		<u>8, 800</u>	
場			午後5時30分から午後9時まで		11,820		<u>12,040</u>	
			午前9時から午後9時まで		26, 420		<u>26, 910</u>	
	•	その他	午前9時から正午まで		4,620		4,710	
		の日	午後1時から午後5時まで		6,680		<u>6, 800</u>	
			午後5時30分から午後9時まで		9, 250		9, 420	
			午前9時から午後9時まで		20, 550		<u>20, 930</u>	
	部分	日曜日	午前9時から正午まで		250		<u>260</u>	
	利用	等	午後1時から午後5時まで		250		<u>260</u>	

1					
	(1人		午後5時30分から午後9時まで	250	<u>260</u>
	1晡	その他	午前9時から正午まで	200	200
	につ	の日	午後1時から午後5時まで	200	200
	#0		午後5時30分から午後9時まで	200	200
相	日曜	目	午前9時から正午まで	2, 570	<u>2, 610</u>
撲	等		午後1時から午後5時まで	3,900	3, 980
場			午後5時30分から午後9時まで	5, 340	5, 440
			午前9時から午後9時まで	11,810	12, 030
	その他	1の日	午前9時から正午まで	2,050	2, 090
			午後1時から午後5時まで	2,570	2, 610
			午後5時30分から午後9時まで	3,900	3, 980
			午前9時から午後9時まで	8, 520	8, 680
第	競技場と併		午前9時から正午まで	2,050	2, 090
1	用する場合		午後1時から午後5時まで	2,050	2, 090
会			午後5時30分から午後9時まで	3, 290	3, 350
議			午前9時から午後9時まで	7, 390	7,530
室	その)他	午前9時から正午まで	3, 290	3, 350
			午後1時から午後5時まで	4, 620	4,710
			午後5時30分から午後9時まで	5, 340	5, 440
			午前9時から午後9時まで	13, 250	13, 500
第	競技	場と併	午前9時から正午まで	720	730
2	用する	る場合	午後1時から午後5時まで	720	<u>730</u>
会	:		午後5時30分から午後9時まで	1, 330	1, 360
議	<u> </u>		午前9時から午後9時まで	2,770	2, 820
室	その他		午前9時から正午まで	1, 330	1, 360
			午後1時から午後5時まで	2,050	2, 090
			午後5時30分から午後9時まで	2,570	2, 610
			午前9時から午後9時まで	5, 950	6,060

(2) 超過利用料金(1時間につき)

(4)	- C- C- 1 4/	11小巫(1141印に)									
			利用料金								
	区	分	改 正 前			改 正 後					
	<u> </u>),	アマチュ	アスポーツ	その	の他		アスポーツ	その	の他	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場を徴収しない場合	入場を 飲 する場合	入場を触り しない場合	入場料を徴収 する場合	
主競技	日曜日等	正午から午後5時まで	円 9, 460	円 30,850	円 106,970	円 144,000	円 <u>9,630</u>	<u>31, 420</u>	108, 950	円 146, 660	
場(全面		午後5時から午後10時まで	14, 400	45, 250	152, 220	213,940	14, 660	46,090	<u>155,040</u>	217, 900	
利用)	その他の日	正午から午後5時まで	7, 090 (1, 540)	24,680	81, 250	116, 220	7, 220 (1, 570)	25, 140	82, 760	118, 380	
		午後5時から午後10時まで	10, 280 (1, 540)	36,000	118, 280	166, 620	10, 470 (1, 570)	36,660	120, 470	<u>169, 710</u>	
補助競	日曜日等	正午から午後5時まで				2,980				<u>3, 030</u>	
技場 (全		午後5時から午後10時まで				3,600				<u>3, 660</u>	
面利用)	その他の日	正午から午後5時まで	2, 360 (820)					2, 400 (830)			
		午後5時から午後10時まで				2,980 (820)				3,030 (830)	
旧武徳	日曜日等	正午から午後5時まで				2, 980				3, 030	
殿		午後5時から午後10時まで		3,900				3, 980			
	その他の日	正午から午後5時まで		2, 360 (820)		2, 400 (830)					
		午後5時から午後10時まで				3,080 (820)				3, 140 (830)	
弓道場	日曜日等	正午から午後5時まで				2,570			<u>2, 610</u>		
(全面		午後5時から午後10時まで				3, 390	<u>3, 450</u>			<u>3, 450</u>	
利用)	その他の日	正午から午後5時まで				2,050	2,090				
		午後5時から午後10時まで				2,670				<u>2, 720</u>	
相撲	日曜日等	正午から午後5時まで				1,020				<u>1, 040</u>	
場		午後5時から午後10時まで	1,540					<u>1, 570</u>			
	その他の日	正午から午後5時まで	820			<u>830</u>					
		午後5時から午後10時まで				1, 130				<u>1, 150</u>	
第1会議	競技場と併	正午から午後5時まで	720				<u>730</u>				
室	用する場合	午後5時から午後10時まで				1,020				<u>1, 040</u>	
	その他	正午から午後5時まで				1,330				<u>1, 360</u>	

		hells = mix > hells to mix b.		4 700
		午後5時から午後10時まで	1,740	<u>1, 780</u>
第2会議	競技場と	正午から午後5時まで	200	200
室	併用する	午後5時から午後10時まで	410	410
	場合			
	その他	正午から午後5時まで	510	<u>520</u>
		午後5時から午後10時まで	820	<u>830</u>

- 備考1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義でするかを問わず、入場者から徴収する入場の対 価をいう。
 - 2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - 3 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿を日曜日等以外の日に利用する場合において、競技会、 これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき(利用の目的が、入場料 を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。)にあっては、()の 利用料金とする。

(3) 構内地に係る利用料金

D //	単 位	利用	料 金
区 ガ	中 124	改正前	改正後
写真を撮影する場合	1時間	円 3, 310	円 <u>3, 370</u>
動画を撮影する場合		6, 730	<u>6, 860</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第 77号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「3,310円」を「3,370円」に改め、同項第2号中「6,730円」を「6,860円」に改める。

別表第1主競技場の項から第2会議室の項までを次のように改める。

		マって	入場料を徴収	円	円	円	円	円	円	円	円
主	全		八場件を徴収 しない場合	22, 000	16, 760	33, 520	25, 140	47, 140	36, 660	102, 660	78, 560
競	面	ポーツ	入場料を徴収 する場合	74, 380	57, 610	108, 950	82, 760	149, 800	117, 330	333, 130	257, 700
技	利	その他	入場料を徴収 しない場合	249, 330	193, 800	361, 420	277, 610	499, 710	388, 660	1, 110, 460	860, 070
場	用		入場料を徴収 する場合	349, 900	277, 610	480, 850	388, 660	699, 800	544, 760	1, 530, 550	1, 211, 030
		1利用(1	1時間につき)	4, 190	3,660	4, 190	3,660	6,070	4,810		
助		アマチェ	ュアスポーツ	6,070	4, 810	9,000	7, 220	12, 570	9, 630	27, 640	21, 660
競技	利用	その他(1時間につき)	3, 030	2, 400	3, 030	2, 400	3,660	3, 030		
場	部分	利用(1)	人1時間につき)	31	0	31	0.	31	.0		
旧		武	徳殿	7,010	5, 440	10, 160	7,850	13,610	10, 470	30, 780	23, 760
		全 面	i 利 用	6,070	4,710	8,800	6,800	12,040	9, 420	26, 910	20, 930
弓道		部分利用 につき)	(1人1時間	260	200	260	200	260	200		
相		撲	場	2,610	2,090	3, 980	2,610	5, 440	3, 980	12, 030	8,680
第	1会	競技場と	併用する場合	2, 0	90	2, (90	3, 3	50	7,	530
議	È	そ	の他	3, 3	50	4, 7	'10	5, 4	40	13,	500
第2			併用する場合	7	30	7	'30	1, 3	60	2,	820
議	Ē	そ	の他	1, 3	60	2, 0	90	2, 6	510	6,	060

別表第1備考7中「16,450」を「16,760」に,「4,620」を「4,710」に,「24,680」を「25,140」に,「6,170」を「6,280」に,「36,000」を「36,660」に,「5,400」を「5,500」に,「77,130」を「78,560」に,「16,190」を「16,490」に,「3,600」を「3,

660」に、「820」を「830」に、「4、730」を「4、810」に、「2、460」を「2、510」に、「7、090」を「7、220」に、「3、290」を「3、350」に、「9、460」を「9, 630」に、「2、880」を「2、930」に、「21, 280」を「21, 660」に、「8, 630」を「8, 790」に、「8, 340」を「80」に、「80)に、「80」に、「80)に、、「80)に、、80)に、、「80)に、、「80)に、、80)に、、80)に、、80)に、、80)に、、80)に、80)に、、80)に、、80)に、、80)に、80)

Γ

円	円	円	円	
9, 460	7, 090	14, 400	10, 280	
30, 850	24, 680	45, 250	36,000	
106, 970	81, 250	152, 220	118, 280	
144, 000	116, 220	213, 940	166, 620	
2, 980	2, 360	3,600	2, 980	
2, 980	2, 360	3, 900	3, 080	
2, 570	2,050	3, 390	2,670	
1,020	820	1,540	1, 130	
72	20	1, 020		
1, 33	30	1, 740		
20	00	410		
51	10	820		

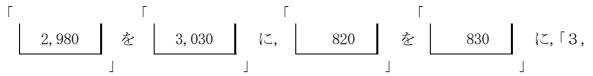
別表第2備考以外の部分中

Γ

円	円	円	円		
9, 630	7, 220	14,660	10, 470		
31, 420	25, 140	46, 090	36, 660		
108, 950	82, 760	155, 040	120, 470		
146, 660	118, 380	217, 900	169, 710		
3, 030	2, 400	3,660	3, 030		
3, 030	2, 400	3, 980	3, 140		
2,610	2,090	3, 450	2, 720		
1,040	830	1,570	1, 150		
73	30	1,040			
1, 30	60	1, 780			
20	00	410			
52	20	830			

に改め、同表備考6中「7,090」

を



080」を「3,140」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市武道センター条例(以下「改正後の条例」という。)の 規定による京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第2 44条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行 為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、 同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)